

2019(平成31)年度『事業拡大雇い入れ人材確保支援事業』

事業拡大する企業を対象とした人件費補助のご案内

1 事業概要

企業が次世代産業分野に関連する事業拡大などを行う際に必要となる新規雇用者の人件費を一部補助します。

補助金額: 1人あたり 50~100万円(新規雇用者の有する資格等に応じて段階あり)
 対象者: 高度な技術、専門的知識、ノウハウ、実務経験等を持つ新規雇用者
 対象経費: 人件費(賃金、各種手当、通勤交通費、社会保険料等)
 ※正社員のみ。1社あたり3名まで。また、原則6ヶ月以上雇用されること。

2 補助対象企業の要件

以下の(1)及び(2)の要件を全て満たしていること

(1)「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト事業構想」において指定した18業種(※1)に該当している中小企業(※2)であること

(※1) 指定18業種(日本産業標準分類中分類による)

コード	業種	コード	業種	コード	業種
13	家具・装備品製造業	23	非鉄金属製造業	29	電気機械器具製造業
16	化学工業	24	金属製品製造業	30	情報通信機械器具製造業
18	プラスチック製品製造業	25	はん用機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
19	ゴム製品製造業	26	生産用機械器具製造業	39	情報サービス業
21	窯業・土石製品製造業	27	業務用機械器具製造業	40	インターネット付随サービス業
22	鉄鋼業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	74	技術サービス業

(※2) 中小企業基本法に基づく中小企業者等(資本金等か従業員数のいずれかを満たすこと)

業種	(※1)18業種の区分	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	19 左記()内除く	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	39	3億円以下	300人以下
上記以外 ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②を除く)	その他15業種	3億円以下	300人以下
②サービス業	74	5千万円以下	100人以下

(2) ①の次世代産業分野において、②の支援対象となる取組みを行っていること。

① 次世代産業分野

AI・IoT	AI・IoT家電、自動走行、ドローン、つながる工場など
航空・宇宙	航空機エンジン・機体・装備品、ロケット・人工衛星関連機器など
ロボット	産業用ロボット、サービス用ロボット、アシストスーツなど
環境・エネルギー	水素エネルギー、EV・FCV、蓄電池、再生可能エネルギー、大気・水処理など
健康・医療	創薬、再生医療、医療・介護機器、ヘルスケアデータなど

② 支援対象となる取組み（以下のいずれか）

①の分野における、(ア) 事業の拡大、(イ) 新規参入、(ウ) 新製品、新技術等の研究、開発、試作 (エ) 販路拡大

[(ア) ~ (エ) の対象には、製品の構成に必要となる機器、部品、素材、製品の製造を含む]

3 補助対象新規雇用者の要件

2019(平成31)4月1日以降に正社員として新たに雇用され、兵庫県内の事業所に勤務し、以下の条件すべてに該当していること

- (1) 高度な技術、専門的知識、ノウハウ、実務経験等を持っていること
- (2) 次世代産業分野に関連する事業拡大、技術の高度化、販路拡大などに伴う業務に従事すること
- (3) 原則、6ヶ月以上雇用されること
- (4) 退職者補充のための雇い入れでないこと

4 補助金額等

(1) 補助対象経費

新規雇用者の人件費（賃金、各種手当、通勤交通費、社会保険料等）

(2) 補助金の区分 ※1 社あたり 3名まで

区分	補助額	要件	
		新規雇用者の資格・学位・経験等(※1)	企業が負担する人件費(※2)
1	100万円	理系の博士、修士取得者 弁理士、情報処理技術者（高度試験）、情報処理技術者（応用情報技術者試験）、技術士、技能検定（1級）、電気主任技術者（第1種）、環境計量士、日商簿記（1級） など	100万円以上
2	70万円	理系の学士、準学士取得者、関連業務経験者(7年以上) 放射線取扱主任者（第1種）、電気主任技術者（第2種）、電気工事士（第1種）、工事担任者（A I・D D総合種）、技術士補、情報処理技術者（基本情報技術者試験）、公害防止管理者（大気関係第1種、水質関係第1種）、一般計量士、消防設備士（甲種）、火薬類製造保安責任者（甲種）、危険物取扱者（甲種）、ボイラー技士（1級）日商簿記（2級）、高圧ガス製造保安責任者（甲種化学）、（甲種機械） など	70万円以上
3	50万円	文系の博士・修士取得者、理系の短期大学士取得者、工業高校(工業学科系高校)卒業者、関連業務経験者(5年以上) など	50万円以上

(※1)補助対象の新規雇用者が有する資格等に応じて、補助額を決定する。例示以外の資格については、県でヒアリング等を実施の上、区分を決定する。

(※2)国、都道府県から別途、補助金、委託料、助成金等が支給されている経費は対象外

5 補助対象期間

2019(平成31)年4月1日 ～ 2020年3月31日

※ただし、交付決定日以降で対象となる人材を雇用した日以降となります

6 公募の概要

(1) 募集期間

2019(平成31)年4月1日(月) ～ 2019年10月1日(火)まで

※事業開始日(雇用開始日)までに申請する必要があります(ただし、4月事業開始分については、2019年4月26日(金)まで受付します)

なお、予算の上限に達した場合はその時点で受付を終了します。

(2) 申請書類

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業拡大雇い入れ人材確保支援事業計画書(別紙1)
- ③ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書※発行日が6カ月以内(写し可)
- ④ 会社概要が分かる資料(パンフレット等)
- ⑤ 兵庫県「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」への参加申込書
- ⑥ 債権者登録書(補助金の振込先口座の登録書)

①～⑥を1部ご提出ください。

※ 上記の⑤、⑥の書類は過去に県に対して提出済の場合は提出不要です。

※ 各様式は県ホームページからダウンロードしてご使用ください。

アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/kakudai.html>

(3) 申請方法

- ① 郵送
- ② 持参(受付時間：月から金まで(祝日を除く)
9時30分から12時 及び 13時から17時)

※受付時間に変更になる場合は、ホームページ等でお知らせします。

(4) 連絡先等

- ① 申請書 提出先
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課労政企画班
- ② 問い合わせ先
労政福祉課労政企画班 (電話番号078-362-9168)

7 補助金交付申請後の手続き

補助要件満了後、2週間以内に補助事業実績報告書を県に提出してください。
具体的な手続きの流れは5ページをご覧ください。

8 その他留意事項

- (1) 補助対象企業となるためには、前記2に加えて、以下の要件を全て満たしていることが必要です。
- ① 雇用保険適用事業所の事業主であること。
 - ② 国や県等の審査や調査に協力する事業主であること（審査に必要な書類等を整備保管、必要な書類提出、実地検査受入、アンケート等）。
 - ③ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内または、支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
 - ④ 労働保険料を滞納していないこと（支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）。
 - ⑤ 支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主
 - ⑥ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
 - ⑦ 暴力団と関わりがないこと。
 - ⑧ 申請日又は交付日の時点で倒産している事業主でないこと。
- (2) 原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給を防止する観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできませんので、慎重に確認した上で提出をお願いいたします。
- (3) 提出された書類について、所管部署が期間を定めて補正を求めることがあります。必ず指定された期間内に補正を行うようにしてください。補正が期限までに適切に行われない場合、補助金は交付されませんのでご注意ください。
- (4) 県から補助金交付決定通知書を受領後、申請した補助金額等を変更する場合は、変更のあった日から2週間以内に「事業拡大雇い入れ人材確保支援事業変更計画書」を提出し、計画変更の承認を受ける必要があります。
- (5) 補助金の実績報告提出時に新たに雇い入れた方が退職している場合、補助金を受給することはできません。
- (6) この補助金は国の交付金を活用した制度ですので、受給した事業主の方は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合は、書類の提出など検査へのご協力をお願いいたします。

(参考1)

補助金交付の流れ

各種様式のデータは県ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/kakudai.html>)

(1) 次世代産業分野に関連する事業拡大などを行うにあたり、必要となる人材の雇用・活用計画(2019年4月1日以降、新たに雇用した方が対象となります)を作成し、提出期限までに以下の書類を提出【①~⑥を1部】

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
 - ② 事業拡大雇い入れ人材確保支援事業計画書(別紙1)
 - ③ 法人登記簿謄本 又は 現在(履歴)事項全部証明書 ※発行日が6カ月以内、写し可
 - ④ 会社概要が分かる資料(パンフレット等)
 - ⑤ 兵庫県「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」への参加申込書
 - ⑥ 債権者登録書(補助金の振込先口座の登録書)
- ※ 上記の⑤、⑥の書類は過去に県に対して提出済の場合は提出不要です。

(2) 県から補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付

※補助金交付申請を受理し、予算を確保したことを示す通知です。

(3) 新規雇用者を活用した事業拡大等の取組みを実施

※ 申請した補助金額等を変更する場合(人数の追加、補助区分の変更等)は、変更の日から2週間以内に以下の書類を提出

- ・補助金変更交付申請書(様式第7号)
- ・事業拡大雇い入れ人材確保支援事業変更計画書(別紙2)
- ・(変更後の)事業拡大雇い入れ人材確保支援事業計画書(別紙1)

(4) 事業期間終了(補助要件満了)後、2週間以内に以下の書類を提出【1部】

- ① 補助事業実績報告書(様式第10号)
- ② 事業拡大雇い入れ人材確保支援事業実績報告書(別紙3)
- ③ 実績確認に必要な添付書類
 - ・雇用契約書 又は 雇い入れ通知書の写し
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - ・官公署で発行した対象労働者の氏名及び生年月日を確認できる書類の写し(住民票、運転免許証等の写し)
 - ・資格所有(取得)を証明する資料の写し(卒業証明書等)
 - ・経費明細を証する資料(貸金台帳、領収書等の写し)
- ④ 補助金請求書(様式第12号)

(5) 県から補助金を支払い(確定額が交付決定額と同額の場合、改めて確定通知書は送付致しません)

(6) 雇用創出実績報告書(事業開始以降の新規雇用者名簿)の提出(2020年3月及び6月)

(7) 各種調査への協力、書類の保管(事業終了後5年間)

(参考2)

補助金申請に関するQ & A

Q 1…補助要件では、新規雇用者の配属先が県内の事業所であることとなっているが、補助金交付申請時点では兵庫県内の事業所で、実績報告提出時には県外の事業所に異動になっている場合は補助の対象となるのか。

A 1…補助金の交付申請時と実績報告時で、兵庫県内の事業所に配属されていることが必要ですので、県外の事業所に異動になった場合は補助の対象外となります。

Q 2…新規雇用者が外国籍の場合も補助の対象となるか。

A 2…出入国管理及び難民認定法で定められた就労が認められる在留資格のうち、いわゆる「専門的・技術的分野」の在留資格を有した方は補助の対象となります。(技能実習生の方は対象外です)

Q 3…補助金交付申請後に、新規雇用者が退職した場合は、補助金の受給は受けられないのか。

A 3…補助金の実績報告提出時に現に雇用されていることが必要となるため、退職されている場合は、既に人件費が支出されている場合でも、補助金を受給することはできません。

Q 4…補助要件の資格取得について、補助金交付申請時に資格等の取得を証明する書類は提出しなくてもよいのか。

A 4…補助金交付申請時には提出不要ですが、実績報告時に提出いただく必要があります(学位等の場合は卒業証明書等を提出ください)

Q 5…補助金変更交付申請書はどのような場合に提出する必要があるのか。

A 5…補助金交付決定を受けた補助金額に変更がある場合（人数の追加、補助区分の変更等）は、変更があった日から2週間以内に提出が必要です。

- ・（例1）補助対象者を新たに1名雇用し、追加で申請する場合（2名→3名に変更等）
- ・（例2）当初区分3（50万円）で交付決定を受けた者が、区分2の資格を取得しており、補助金額を区分2（上限70万円）に変更する場合

Q 6…平成30年度（平成31年3月31日まで）に雇用した者を対象として、補助金交付申請はできないのか。

A 6…申請できません。

Q 7…提出書類のうち、⑤兵庫県「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」への参加申込書、⑥「債権者登録書」とは何か。

A 7…当該補助金事業は、国補助金を活用し、兵庫県で取り組んでいる、「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の一環として実施しております。

このため、次世代産業高度化プロジェクトの趣旨に賛同いただいた企業様にメンバー登録いただき、各種セミナーや補助金などの情報提供をさせていただいております。⑤の参加申込書はこのための登録書類です。

⑥の債権者登録は、補助金を受給する際の振込先の口座登録書類です。

いずれの書類も補助金交付申請時に併せてご提出ください。なお、過去に県に対して提出済みの場合は、改めてのご提出は不要です。